

平成 28 年 9 月 30 日

## 反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

※ 本方針において「反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、または市民社会の秩序や安全に脅威を与える集団または個人をいいます。暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の属性要件とともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求等の行為要件にも着目して判断します。

当社は、反社会的勢力による被害を防止するため、以下の基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を持たない取組みを進める。

第一条 反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖感を与えるものであり、何らかの行動基準等を設けないままに担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり得るため、具体的な行動基準を社内規則として整備し、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応する。

第二条 反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。

第三条 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

第四条 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

第五条 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

第六条 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

第七条 反社会的勢力への資金提供や不適切・異例な取引は、絶対に行わない。